

第5回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）議事録

1. 日時 平成31年2月28日（木）13:45～15:10

2. 場所 経済産業省 別館 2階 240室

3. 出席者

（座長） 風呂田 利夫

（委員） 中井 克樹

西川 潮

逸見 泰久

（環境省） 北橋外来生物対策室長

八元外来生物対策室長補佐

知識外来生物対策係長

（農林水産省） 滝大臣官房政策課環境政策室課長補佐

板橋農林水産技術会議事務局研究開発室研究調整官

4. 議事

【環境省 知識外来生物対策係長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）を開催いたします。

進行を務めさせていただく環境省外来生物対策室の知識と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

開催に当たりまして、環境省野生生物課外来生物対策室室長の北橋より御挨拶申し上げます。

【北橋外来生物対策室長】 環境省外来生物対策室長、北橋です。本日はどうぞよろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、委員の先生方には、日ごろより外来生物をはじめとした野生生物の管理につきまして、専門的知見からの御意見、御指導をいただいておりますことを改めて感謝申し上げたいと思います。

本会合は、外来生物法に基づきました特定外来生物の指定をどういう観点で進めていけばいいか、専門的知見からの御意見をいただく場ということで、分類群

ごとに設けております会合の1つになります。

外来生物法に基づきます特定外来生物の指定につきましては、法律ができました平成17年の当時に90種程度集中的に指定し、その後は新たに侵入が問題になった種などを随時指定してきたところです。近年の動きといたしましては、2015年に環境省と農林水産省で協力して、生態系被害防止外来種リストというのをつくっておりまして、法律の規制対象になるもの、ならないもの、国内の外来種も含めて、普及啓発に使うような外来種のリストを400種以上まとめております。その後は、そのリストに載っております種を中心にして追加の指定をしているところでございまして、これまで新たに40種ぐらい指定されています。その結果、現在、法律に基づきました特定外来生物は148種が指定されております。

今回の無脊椎動物のグループ会合につきましては、このリストの作成を受けまして、これをベースにどの種を特定外来生物に指定すべきかという御意見をいただきたいと考えております。これまでもリスト策定後に個別に御意見をいただくことはしてございましたけれども、今日の会合では、そこでいただいた御指摘等も踏まえまして、事務局として案を整理させていただいております。短い時間でございまして、忌憚のない御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【環境省 知識】 それではまず、事務局から委員の先生方の御紹介をさせていただきます。皆様から向かって右手、時計回り順に御紹介させていただければと思います。

まず、滋賀県立琵琶湖博物館の中井先生でございます。

続きまして、金沢大学、西川先生でございます。

続きまして、東邦大学の風呂田先生でございます。

最後に、熊本大学の逸見先生でございます。

本日、委員になっている岩崎先生は急遽御欠席ということで、本日御不在でございまして、後で資料説明させていただきますが、別途御意見をいただいているところですので、そのときに御紹介させていただきます。

また本日、環境省外来生物対策室と農林水産省からも出席しているところでございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

もし報道関係の方がいらっしゃいましたら、カメラ撮りはここまでとさせてい

たきますので、よろしく申し上げます。

次に、お手元の配付資料を確認させていただきます。一番上の議事次第の裏に資料一覧がございますので、それをもとに御説明させていただきます。

(資料一覧を基に資料を確認)

それでは、資料の確認ができましたということで、続けさせていただきます。本日の検討会でございますが、公開での開催となります。検討内容については、本日出席の皆様方に御確認いただいた後、議事録、議事概要として環境省のホームページに公開いたしますので、御承知おきのほどよろしくお願いいたします。

座長につきましては、この会合が前回開催されたのが平成17年になり、第4回までは武田先生にお願いしていたのですけれども、委員の交代がありましたので、今回風呂田委員にお願いしたいと考えているのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【環境省 知識】 御賛同を得ましたので、以降の進行につきましては風呂田座長にお任せしたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

【風呂田座長】 風呂田です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員としては少人数ですが、それぞれの分野での知見が今後の大きな政策に結びつくと思いますので、御活発な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に従いまして進めさせていただきます。最初に、今回の指定の考え方について、事務局から説明をお願いします。

【環境省 知識】 それでは、私から資料1に基づいて御説明させていただきます。

2018年度特定外来生物指定の考え方ですけれども、室長からも紹介がありましたが、手元にある黄色い生態系被害防止外来種リストを2015年3月に公表しております。こちらのリストができたことを受けて、外来生物法に基づく特定外来生物の指定について、ほかの分類群、爬虫類、両生類ですとか、魚類、植物、哺乳類、鳥類などで検討を行い、40種類の特定外来生物の指定を行ってきたところがございます。この無脊椎動物については、リストに基づく指定はまだなかったということで、今年度、指定について御意見をいただく場に今回はなっているところがございます。また、植物についても明日の午前中に会合を行い、議論することになっております。

2番、指定の全体方針ですけれども、生態系被害防止外来種リストでは429種類が掲載されているところでございます。それぞれの侵入状況などをもとに色分けしているわけでございますけれども、青色になっているものが定着予防外来種になっております。こうした種を特定外来生物に指定することで、侵入を防ぐ効果が高いと見込まれますので、こういった定着予防外来種を中心に特定外来生物指定の検討を進めているのがリスト策定以降の基本的な方針になっているところでございます。

それを受けまして、今回指定候補として挙げさせていただいた種が、資料にありますとおり、ミステリークレイフィッシュと、その原種になっているスロウザリガニと、ヨコエビであるディケログマルス・ヴィローススの3種になっているところでございます。具体的な内容については後の資料で御説明させていただきたいと思っております。

また、事務的な部分ではあるのですけれども、オガサワラモクズガニについて、既にモクズガニ属全体が特定外来生物になっているのですが、本種が新種として記載されたことを受けて、今回除外することを明記することを考えております。

また、指定までのスケジュールでございますけれども、今回、グループ会合でいただいた意見につきまして、来年度上半期に行われる全体会合に上げさせていただいて、そこで了解が得られましたら、夏以降にパブリックコメントですとか実際の法令改正の手続などをしていく予定をしております。資料では指定までのスケジュールでグループ会合開催日が3月1日となっておりますが、ここは2月28日ですので、訂正させていただきます。失礼しました。

資料1に関する御説明は以上になります。

【風呂田座長】 どうもありがとうございました。今の資料説明について、皆さんから何か御質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、特定外来生物等の選定について、事務局から説明をお願いいたします。

【環境省 知識】 議事(2)について御説明させていただきます。

まず資料2、特定外来生物等の選定作業が必要と考えられる外来生物に係る情報及び評価、ミステリークレイフィッシュ、スロウザリガニとディケログマル

ス・ヴィローススについて御説明させていただきます。

1枚開いていただいて、ミステリークレイフィッシュ、スロウザリガニに関する部分です。ミステリークレイフィッシュについては、リスト上はその他の定着予防外来種ということで、国内の定着自体は確認されていないという位置づけにはなっておりますけれども、現時点で外来生物法に基づく未判定外来生物という形で、輸入に関する規制がかかっている状況ではございます。

一方で、西川先生から御報告がありますとおり、日本国内において、2006年に北海道、2016年に愛媛県の水域での野外での確認事例がございます。海外では、ドイツですとかマダガスカルで定着している情報がありまして、特にマダガスカルでは増えている状況と聞いているところでございます。国内ではまだ2カ所しか見つかっていないというところではあるのですが、未報告の場所などあるのではないかとということも指摘されているところでございます。

ミステリークレイフィッシュについては、ザリガニペストの保有の可能性があるという点と、水生植物群落を破壊してしまうというところで、生態系に係る被害に関する指摘がございまして、今回の指定候補となっているところでございます。

ミステリークレイフィッシュの1つの大きな特徴として、単為生殖するという点で、雌だけで、どんどん数がふえていってしまうところも1つ特徴になっているところでございます。

スロウザリガニにつきましては、ミステリークレイフィッシュの原種ということになっておりまして、同じような生態系被害が想定されることから、あわせて特定外来生物の指定の候補とさせていただいているところでございます。スロウザリガニについては単為生殖はないと確認されているところでございます。

実際に運用の面からも、スロウザリガニとミステリークレイフィッシュは見分けがかなり難しく、DNAを見ないと厳しいとも聞いているところですので、実際の規制の効果を高める観点からも、この2種類を指定するのが妥当ではないかと事務局では考えているところでございます。

続きまして、ディケログマルス・ヴィローススに行きますけれども、こちらについてはヨコエビ科の一種でございます。国内での確認記録はこれまでないのですが、海外では、ハンガリーのドナウ川ですとか西ヨーロッパ各地で侵入

したことが確認されている状況でございます。まだ国内に入っていないところですが、実際に入ってきた際には、多様な水生無脊椎動物ですとか魚類の卵などを捕食するというので、かなり大きな被害が出てきてしまうのではないかとこの指摘でございます。

こちらについては、主にバラスト水ですとか、もしくは水草とか魚類を輸入する際に一緒に入ってくる可能性があるという指摘があって、バラスト水については後で条約の運用状況に係る御説明をさせていただきますが、そういった水草などのいろいろなものに付随してついてくる部分について、今回、特定外来生物に指定することで普及啓発の効果とか、実際見つかったときにすぐに防除するとか、そういった効果を期待して指定の候補とさせていただいているところがございます。

資料2については以上となります。

続いて資料3ですけれども、先ほど御説明した特定外来生物の指定の候補に基づいて、未判定外来生物と、種類名証明書を添付する生物など一覧にしてございます。下線部を付しているところが今回の指定を踏まえた変更箇所ということで挙げさせていただいております。

先ほど御説明した部分以外のところでは、未判定外来生物としてディケログマルス属の全種としているということで、新たに規定を設けるところです。また、前後してしまいますが、アメリカザリガニ科では、既にアメリカザリガニを除いて未判定外来生物にはなっているところがございます、その中からミステリークレイフィッシュとスロウザリガニを抜き出して特定外来生物にするという変更になります。

資料3については以上となります。

続いて、今回の指定の関連情報としまして資料4から7まで御説明させていただきます。

まず資料4でございます。ミステリークレイフィッシュの国内流通実態についてという資料でございます。

ミステリークレイフィッシュについては、定着予防外来種ということではあるのですけれども、国内でペットとしての利用がされていることが確認されております。こちらについてはインターネット上で取引があるものを調べて抜き出した

ところでございますけれども、ペットショップで販売されているほか、インターネット上の取引がある状況でございます。実際の販売価格については2000円未満が全体の4分の3を占め、500円以上1000円未満の価格帯での取引が最も多く、また、インターネット掲示板という不用品の取引とかをするような場では、無償でやりとりされているのも確認されたところでございます。

また、ほかに未判定外来生物に指定されているアメリカザリガニ科として、ミステリークレイフィッシュを含んで少なくとも3属13種のザリガニが流通していることが確認されております。具体的には、表を作成しているんですけども、フロリダブルーですとかラマシーザリガニですとか、ミステリークレイフィッシュを含めてこういった種類のザリガニがやりとりされていることが確認されています。価格についても、種によってかなり幅があって、一番高いものになると、取引として8万円とか、そういった価格でやりとりされているのが確認された状況でございます。

資料4については以上となります。

【風呂田座長】 ありがとうございます。今のザリガニ関係のことについて、皆さんからの御質問と御意見をいただきたいと思いますが、西川さん、何か補足説明等ありましたらお願いします。

【西川委員】 生態系の被害については今御説明いただいたとおりですが、いろいろなザリガニが入ってきて一番懸念する事態としては病原体の媒介です。これを完全に封じ込めることはなかなか困難だということが、豚コレラなどでも分かると思います。そういったことから、国外由来の外来ザリガニは、将来的には全て規制する方向で考えたほうがよろしいのではないかと考えています。

ミステリークレイフィッシュは、海外ではマーモクレブスですとか、アメリカではマーブルクレイフィッシュという名前で流通していますので、これが特定外来生物に指定される際には、これらの名称を併記して、ブリーダーや輸入業者等々がミステリークレイフィッシュじゃないという逃げ道をつくらないことも重要になってくると思っています。

【風呂田座長】 ありがとうございます。基本的に対策が具体化しないことには指定しれないので、また皆さんで議論をさせていただければと思います。

そのほか、何かコメントがありましたらお願いします。

【逸見委員】 岩崎委員も書いているのですが、かなり流通していると思います。うちの近くのホームセンターでは、1個体ずつを容器に入れて、いつも10個体ぐらいを売っています。禁止したときに、逃がしてしまったりすることがあるので、その辺の対策をどうするかということをしっかり決めておかないと難しいかなと思います。クワガタの場合も同じように流通していたのを特定外来生物に指定したと思いますが、どういう形で対策をしたのでしょうか。

【環境省 知識】 これまでペット由来のもので特定外来生物に指定したものの扱いですが、基本的には、指定してから半年以内に指定時に飼っていたものについてのみ、許可申請をしていただければ飼っていただくことができるという制度になっております。

ただ一方で、御指摘のように、特定外来生物に指定されて、申請が面倒で放してしまうとか、そういったものもあるのではないかという懸念もありますので、ペットショップや雑誌関連、普及啓発資料などをつくって配布する等、できる限り理解を得ていくような努力を進めていきたいと考えているところでございます。

【風呂田座長】 ありがとうございます。もし継続的に飼育をしていく許可を求められた場合に、その個体の管理、タグのようなものをつけなくてはいけなくなると思いますが、そういうことはザリガニで可能でしょうか。

【環境省 知識】 基本的に許可申請を得るためには、生物に応じた特定飼養施設を用意する規定になっておりまして、何があっても逃がさないような施設を用意しなさいということになっています。加えて、個体識別措置も、ザリガニの場合は、恐らく写真になると思うのですが、そういったものを用意させることになっています。タグ、マイクロチップ等は、哺乳類などでは用意できるのですが、無脊椎動物などの分類群についてはそういった状況になっているというところではあります。

【風呂田座長】 写真等でということは、ほとんど現実的には個体識別は不可能だということですね。その辺の対策も今後の大きな課題になりそうな気がします。それを念頭に置いて、また後の議論をさせていただければと思います。

【中井委員】 今回、ミステリークレイフィッシュをこういう形で指定候補に挙げただいたのは大変ありがたいなと思っているところです。しかし、そもそもこれ

は未判定外来生物です。外来生物法ができて一連の指定があったときに、ザリガニ類がどういう扱いだったかという、もともとそれ以前は植物防疫で規制対象になっていたのに、それから外れるということで、ちょうど外来生物法でフォローアップができるからということで、ザリガニはミナミザリガニ科とザリガニ科とアメリカザリガニ科の3つの科がありますが、それらを特定外来生物か、未判定外来生物かに漏れないように全部入れているはずですが、例外としては、特定外来生物に指定し切れない、日本に居着いているアメリカザリガニだけで、ウチダザリガニは特定に入れる。それ以外のものについては、よく流通しているものについては特定外来に指定して、国内にまだ流通などの実績がないものは未判定にして、輸入の際にそれぞれ検討するという形だったと思います。

だから、未判定が国内にいるということはおかしいのです。その間に何があったかという、1つは当時の情報収集が不十分で、実は既に日本に入っていた可能性があると思います。未判定は規制が無いからという形で流通が広がったということです。もう1つは、申請なく勝手に輸入されてしまった。だから、この未判定という枠は、実は全然機能していないということですね。今回はミステリークレイフィッシュだけ指定候補として出していただきましたけれども、今ネットで調べると、資料4の裏側にあるように、かなりいろいろな種類が流通していますが、これらは、全部、未判定外来生物ですよ。でも、未判定というのは、本来、日本国内にいないから輸入のときに考えようというのが未判定だったはずですが、未判定がこんなに流通していることは既に想定外の事態ですね。

今御説明いただきましたように、もう既に身近なところで安く売られてしまっているとなると、気になるのは、既にかなり飼育されている可能性があって、それを今指定したらどうなるかという心配もあります。

でも、既にこうなってしまう状況は、実際、未判定の位置づけを含めて、きっちり考えていただくのにとってもいい機会でもあるので、ぜひ考えていただきたいと思います。

【風呂田座長】 その点はほかのこととも関係すると思いますので、最後にまた議論したいと思います。

それでは、次のモクズガニ属についてお願いいたします。

【環境省 知識】 それでは、資料5となります。特定外来生物「モクズガニ属」の分類

の一部修正についてでございます。

モクズガニ属については既に特定外来生物に指定されていて、在来種のモクズガニについてはその対象から除かれているという形になっております。一方で、特定外来生物としてとりまとめた以降にモクズガニ属の中で新種の記載がありました。具体的には、在来種のモクズガニが、モクズガニとオガサワラモクズガニに分かれたものでございます。こうしたことを受けて、今回の資料3で示させていただいているとおり、一部分類の修正という形で行わせていただきたいと思いますところでございます。

資料5についての説明は以上となります。

【風呂田座長】 ありがとうございます。これは至極当然のことと思いますが、皆さんから何かコメント、質問等ありましたらお願いいたします。

【中井委員】 これはもう非常に適切なことで、機械的にやるべきことでいいのですが、在来種についてのこのような情報は、どのような形で入ってくるのでしょうか。

【環境省 知識】 こういった情報については、個別の分類群ごとに情報があるかないかというところで、専門家の方から御意見をいただいたりとか、情報収集している中で気がついたりとか、個別対応になってしまっている状況ではあります。

【中井委員】 分類というのは、特に役所の立場からすると、極めて固定的なものであるというイメージが強いと思うのですが、実はものすごく流動的な部分があります。今回は、たまたま気づけたのかもしれませんが、このようなことは往々にして起こり得るので、分類体系、特に既存のものが2つに分かれるようなときに、もう少しフォローできるような形で特定外来生物の定め方ができないのかなとも思います。

今回はオガサワラモクズガニについて、すぐに対応していただいたということで非常に結構だと思います。今既に特定外来生物に指定されているものの中に、実はまだそういうものが含まれているかもしれないとか、今後また出てくるかもしれないということですから、また御検討いただけたらと思います。

【環境省 知識】 実際の運用面では、当初指定していた種類をベースに規制等の運用をやっているんですけども、個別にこういった事例が出てくるのは、事務局としても懸念は持っておりまして、分類のあり方とか指定のあり方はまだまだ検討が必要なのかなと考えているところですので、何かよいアイデア等ありましたら、

ぜひお教えいただければありがたいと考えています。

【風呂田座長】 今回、オガサワラモクズガニを捕まえて駆除したということはまずないとは思いますが、今後も同様のことが起こる可能性はあると思います。モクズガニ属が指定されたときに、小笠原でどういう扱われ方をしたのでしょうか。単に無視されたのか、あるいは周知徹底して、これは在来種だから駆除しないようにという指示や情報を出したのでしょうか。その辺の対策は何か具体例はありますか。

【環境省 知識】 特に何かそういった問題が起こったことではなかったという認識でいて、新種記載以降も引き続き特定外来生物ではないと運用されてきた状況です。

【環境省 北橋】 どちらかという、確かによく分かっている人が法令を読むと、オガサワラモクズガニが特定外来生物に入っているように見える形にはなるんですけども、そこを知らなければ、逆にモクズガニ、*japonica*のほうに入っているという感じになるのかなと思います。

【風呂田座長】 ありがとうございます。

【環境省 知識】 続きまして、資料6の御説明をさせていただきます。

【風呂田座長】 モクズガニに関しては、最後にまた議論したいと思います。

それでは、次の資料をお願いいたします。

【環境省 知識】 それでは資料6です。船舶バラスト水規制管理条約の現状について御説明させていただきます。

船舶バラスト水規制管理条約については、バラスト水を適切に管理するために、その排出などを規制するという事で、海洋環境ですとか生物多様性の保持を図ることを目的にしております。

こちらについては2017年、平成29年9月8日に発効しています。締約国については80カ国、合計商船船腹量では80.94%と、全世界にあるうち約8割の船がバラスト水条約の適用を受ける状況になっているところでございます。

条約の規制内容についてですけれども、1つ目としてバラスト水管理の実施があります。具体的には、船舶の建造時期及び大きさに応じて、排出基準を満たすバラスト水の処理を義務化しているのがその内容となります。また、資料の下に行きますけれども、バラスト水処理施設に係る定期検査と、外国の港における寄港国検査、日本で言えば、海外から船が来た際に、実際にそのバラスト水処理装

置が適切に機能しているかどうかとか、そういったものを検査する仕組みが条約の中で決まったということになります。

具体的なバラスト水の基準の適用時期については、資料右上でございますけれども、造船された時期ですとか、そういったものによって変わってくるというところがございます。表の上のところから新造船、現存船とIOPP非適用船がございます。2017年9月8日以降につきましては、新造船については全部バラスト水のこういった排出基準を満たす必要があるとなっております。現存船についてはIOPP、MARPOL条約に基づく国際油汚染防止証書の定期的な更新検査のタイミングで、バラスト水の排出基準を満たすように適用されていく。実際に更新検査の時期によって排出基準の適用時期が変わってくるのが現存船のところでは。

これらの新造船、現存船については、400総トン以上の船が対象になるわけでございますけれども、400総トン以下の規制されない船については、2024年9月8日以降にバラスト水の排出基準が適用されるところでございます。実際に排出基準が適用されるまでの間については、バラスト水交換ということで、陸岸から200海里以上かつ水深200メートル以上の海域で全容量の95%以上交換することで、暫定的な対応をしている状況だということでございます。

下に行きますけれども、実際に条約発効後の動きですが、いろいろと運用していく中で判明してくる課題にどう対応しているかということでございます。先ほど申し上げた寄港国検査については、サンプリングや分析手法が確定していないということで、それについて検討を要するですとか、各国が承認したバラスト水処理施設について、実際に運用した際に排出基準を満たせない場合があるですとか、そういったいろいろな技術的な課題などもあるところです。こういった課題は、発効後、経験蓄積期間等を設けて、その中で柔軟に対応を考えていく形になっているということでございます。

資料6については以上となります。

【風呂田座長】 ありがとうございます。これは議論というよりも、現状報告ということになりますけれども、内容について皆様から何か御質問等がありましたらお願いをいたします。

実際に発効されてから今1年半ぐらいですね。実際の運用実情はどうでしょう

か。きちんとやろうとすれば結構大変な作業が伴ってくると思いますが、実態は
いかがでしょうか。

【環境省 知識】 実際発効してから、この資料右上のちょっと下のほう、2018年4月に
条約の改正案が採択されているというところで、バラスト水処理設備を全部の船
に搭載するのがなかなか難しいということで、ちょっと経過措置の期間を変え
たりしているような話を聞いています。実際に運用しながら社会に適用でき
るように柔軟にやってきていると担当部局からは聞いているような状況です。

【風呂田座長】 そうすると、まだ手探りの状態が現状だということですか。

【環境省 知識】 そうなのかなと思います。

【風呂田座長】 分かりました。皆さんからはいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。資料7の説明をお願いします。

【環境省 知識】 資料7でございますが、今回御欠席の岩崎委員から事前に資料をお送
りしたのについて御意見をいただいているところでございます。概要について
説明したいと思います。

まず1番でございますが、今回、特定外来生物の指定について、生態系被害防
止外来種リスト公表後、いろいろまだ更新ができていないので、それをぜひ検討
していただきたいですとか、更新後のリストに基づいて、さらなる特定外来生物
の追加指定について御指摘いただいているところでございます。

2番、今回候補となっているミステリークレイフィッシュ、スロウザリガニに
ついては、指定について賛同ということで御意見をいただいております。続い
て、ディケログマルス・ヴィローススの特定外来生物の指定についても御賛同
いただいております。さまざまな在来生態系への影響などについて御指摘がある
というところでございます。また、先ほど御説明したオガサワラモクズガニに関
する部分も賛同いただいているところでございます。

今までの議論の中でも御意見をいただいた部分ではございますけれども、最後
にミステリークレイフィッシュは流通実績がかなり多いことでもありますので、飼
育を続けたい方に許可申請がなされるよう、広くかつ効果的に啓発してほしい
ということで御意見をいただいている状況でございます。

【風呂田座長】 ありがとうございました。この考え方あるいは御指摘について、何か御
意見、追加コメントがありましたらお願いいたします。参考文献にもリストが上

がっていますけれども、西川さんは何かありますか。

【西川委員】 先ほど申しました病気のキャリアの状況ですけれども、その重要な論文が幾つかありますので、後ほどお伝えいたしたいと思います。

これを見ると、さまざまなアメリカ原産のザリガニ類がキャリア（保菌者）になっていて、どのザリガニがキャリアになっていても全くおかしくないような状況です。オーストラリア原産のザリガニについても同じ状況で、ザリガニペストではないのですが、ホワイトスポットシンドロームウイルス（白斑病）のキャリアになっているものが、幾つか検出されています。こういった海外での状況をもとに、輸入規制などを強化していくことが重要ではないかと思います。

【風呂田座長】 特定外来生物の中でキャリアとしてのポテンシャルは、あまり評価基準には入っていないですね。

【環境省 北橋】 今回の指定方針の中でも、ザリガニペストの話は、ニホンザリガニに対する影響を含めて、指定する根拠の1つにはなっています。

【風呂田座長】 生態系へのインパクトとしてその部分も考えるという形でよろしいですか。

【環境省 北橋】 はい。

【風呂田座長】 ありがとうございました。

【西川委員】 白斑病に関しては、ザリガニだけではなくて、さまざまな甲殻類に感染することが分かっていますので、水産業、特にエビの養殖やとかカニの養殖などにも重大な被害をもたらす可能性があると思います。

【風呂田座長】 この後の議論にもなるかもしれませんが、そういう新しい知見に関して、もっと積極的にこの判定の中に生かしていかなければいけないと思います。そういうことをどうやって理解をして、きちんと議論していくかも大きな課題だと思いますので、また後で議論をお願いしたいと思います。

それでは、資料に基づく質疑はこれでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ザリガニ類2種（ミステリークレイフィッシュ、スロウザリガニ）、Gammaridae類1種（ディケログマルス・ヴィロースス）の新規指定と、オガサワラモクズガニを特定外来生物から除くことを明記することの御了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【中井委員】 1点だけよろしいですか。ヨコエビは、ディケログマルス属の1種だけが指定されますが、この属の他の種は全く問題ないのでしょうか。特に今回、バラスト水で入る可能性があるということで、バラスト水自体は条約で侵入リスクが減ることがあるのかもしれませんが、たまたまこの種類だけが非常に分布を拡大したり、他地域へ侵入するリスクが高くて、既に海外での拡大実績があるから選ばれているのか、同属の他種は未判定に残していいのか、場合によっては属単位で指定ができないのかと思いますが、どれぐらい情報を持っておられるのでしょうか。

【環境省 知識】 まず、全体的なバラスト水関連の種に関する考え方としては、バラスト水管理条約に基づくバラスト水排出時の対応が基本的な部分になってくるということでございます。今回のディケログマルス・ヴィローススを挙げさせていただいたのは、先ほど申し上げたような水草とか魚とかの輸入に伴って入ってくるような、比較的人為が働いている部分を中心に規制効果を発揮することをイメージして、今回案として挙げさせていただいているところです。また、御指摘のように、かなり被害が海外で指摘されているところもポイントの1つかなと思っております。

今回、属指定をしなかったところについては、同じ属の中で最も海外で事例が確認されているものをまずは特定外来生物にしつつ、そのほかはまだ状況が明らかでないこともあって、まずは未判定外来生物に指定している状況でございます。

【中井委員】 この属に属しているものについては、一通りサーベイをした結果、あまり被害の情報が上がってきていないので、という理解でよろしいですね。

【事務局】 この属は全部で9種あります。その中で、このような被害の知見があるのがディケログマルス・ヴィローススです。海外で外来種になっている種がもう1種あるのですが、そちらのほうはまだそれほど知見が多くはない状況です。

【中井委員】 分かりました。

【西川委員】 今のことに関連して、あと1点よろしいですか。同属ではないのですが、フロリダマミズヨコエビは国内でも定着が確認されていると思いますが、これについてはどういった理由から指定されないのでしょうか。岩崎さんも書かれています。こういったフロリダマミズヨコエビなども、水草に付着して分布を拡大

する可能性が非常に高いのではないかと考えられます。

【中井委員】 補足ですが、フロリダマミズヨコエビと同じような形で身近な河川環境に、特に都市部を中心にどんどん広がっているものとしては、分類群を超えているいろいろあります。例えば、甲殻類ではカワリヌマエビ属で、あちらこちらにいる状況です。関東、関西、琵琶湖周りでもそうです。これは、例えば釣り餌に使われていたのではないかという情報や、水槽の掃除屋として飼育されているという情報があり、もっとも直接的に流出しやすい種類だと思います。

あと、意図的に入れたとは考えにくいものとして、今のフロリダマミズヨコエビもそうですし、ウズムシの仲間、アメリカナミウズムシとかアメリカツノウズムシ、トウナンアジアウズムシなど、何種類も最近あちらこちらの河川で急が増えてきています。あるいはやや冷たい水のほうになりますが、コモチカワツボという巻き貝ですね。こういうのも同時進行で河川環境にもものすごく増えてきています。まだ被害の実情がよく分かっていないこともあって、こちらのリスト（生態系被害防止外来種リスト）に載っていたり載っていなかったりしていますが、少なくとも陸水の研究者はかなり気にしておられるものがあちらこちらあります。水草に付いて広がるおそれがあるという点では、分類群を超えて共通してケアしていかなければいけない対象ではあります。ただ、これは特定外来の指定がいいのかどうか、あるいは別の手段を考えなければいけないのかということもありますが、かなり重要な課題だと思います。

【風呂田座長】 ありがとうございます。今の御議論は、今後こういう外来種に対する対策をどうするかということになりますので、また後でフリートキングのところで進めたいと思います。

とりあえず今回の3種について、新しい指定ということで御了解いただいてよろしいですか。それから、オガサワラモクズガニを除くということもあわせて御了解をよろしくお願いいたします。

（一同了承）

【風呂田座長】

それでは、もう少し時間がありますので、今後の対策ということで議論させていただきたいと思います。まずは今回の指定をどのように周知して、どのように情報を提示していくかですが、環境省では具体的にどういう形で周知徹底なさる

うという考えですか。

【環境省 知識】 まずザリガニ関係につきましては、ペットの利用があるということなので、そういった雑誌関係とかショップ関係とかというところに、まず情報提供をしっかりとっていくという点と、ホームページでしっかりお伝えしていくというところかなと思うんです。こういった普及啓発はなかなか課題だなどは感じているところですが、まずいろいろなツールを使って伝えていくのが現時点でできることだと考えております。

最近の例で申し上げますと、今年度の4月1日に魚類のアリゲーターガーですとか、そういった関連のガーが特定外来生物に指定されており、かなりペットとして飼っている方も多という種でございました。具体的な対応として雑誌関係で広告を出させていただいたりとか、そういった中で許可申請の様式とか見本を掲載したり、最終的にはホームページからダウンロードしていただくんですけども、許可申請していただきたいということを伝えてきて、実際にそれなりの数の許可申請をしていただいて、適正に管理できているのかなと考えています。今回指定候補の種についても、ペット用としてはそういったものを進めていきたいと思っています。

ヨコエビ関係については、輸入するとき、なかなか気づかない部分はあると思うんですけども、こういった種があることをまずは認知していただくために、普及啓発は、チラシとかホームページとかというところになるのかと思いますが、そういった関係の事業者さん、利用者の方を含めて周知していければと考えております。

【風呂田座長】 ザリガニに比べて、ヨコエビは社会的にほとんど認知されていません。

そういう方に、このヨコエビは特定外来生物だと言っても、ヨコエビ全部が外来種で大変なんだと捉えられると、混乱が起こってしまう。現地サイドからヨコエビの一種が指定されたときに、どういうふうな反応があると予測しているか、あるいは予測されたときに、具体的にどう対応したらいいのか。中井さん、情報が社会に広がったときに、これがどういうふうに扱われるかというのは、何かお考えはありますか。

【中井委員】 今回指定される種類については、まだ侵入が確認されていない状況ですので、もし何かに紛れて入ってきたときに対応しやすくなるという点では、先手を

打つということで非常にいいと思います。例えば、フロリダマミズヨコエビを仮に指定したらどうなるかとなると考えると、何が起こるのかは見当もつかなくて、なかなか難しいですね。ある程度大きさが小さくて紛れてしまっているようなもの、他のものに混在してしまっていて拵がっているようなものは、管理していくのもなかなか難しいのかなと思います。これもまた、特定外来生物は、何が禁止されるのかということも含めて考えていかないといけない課題かなと思います。

【風呂田座長】 ありがとうございます。それに関連して、現地でこういうものを検出するモニターはどうするのでしょうか。専門家でないで、だんだん分類ができなくなっていますが、専門家そのものの数もどんどん減っているし、現地でこういう生物が分かるアマチュアの方も多分減っているのではないのでしょうか。だから、基本的なところでこれを運用できる体制を考えると、大きな課題があると思います。環境省もどうしていいか分からない部分はあるかもしれませんが、実情として、日本全体でこういうものに対応する力がなくなっているという語弊がありますが、どう力をつけていくかという大きな課題についても、今後、全体的に議論していかなくてはならないと思います。皆さんからこういうことに対して何かコメント等がありましたらお願いします。

【逸見委員】 今後のことを考えると、ともかく水草の規制をするしかないという気がします。もう何が入ってくるか分からない。海草もそうですが、何が入ってきて、何が拵がるか分からないという状況になっているので、全部それを特定外来種にするのは無理だと思いますが、どういうふうに水草が海外から入るのを規制していくかを考えることは結構有効ですし、重要だと考えます。

【風呂田座長】 種としてではなくて、ツールとしてというか、バラスト水も多分同じような感じだと思います。そういうものをキャリアとして持ってくる可能性があるものについてどう対策を考えていくか、あるいはモニタリングしていくかという大きな課題に広がりそうな感じがします。バラスト水は国際的な条約等までいって、実効性はまだまだ課題があると思いますけれども、一応スタートしようとしている。そうすると、そういうほかの生物と混在して、さきほどの病原体もそうだと思いますが、どう対応していくかというのはかなり大きな議論になると思います。環境省でも、その辺のことを踏まえて検討をよろしくお願いいたします。

【環境省 北橋】 いろいろな外来種をどう見つけるかということで言いますと、我々の

ほうで今まで工夫してきたところでは、これまで指定してきた特定外来生物につきましては、同定のためのマニュアルを作ったり、かなりの種について見分けやすいポイントとかを示したチラシを作って、なるべく普及啓発に努めているところです。

それから、いかに現場で発見するかということで言うと、これは全国的なシステムになっているわけではないんですけれども、昨今のヒアリの騒動等を受けて、京都府ですとか、あるいは神戸市、沖縄県なんかでは、市民の活動と連携して、例えば高校生の課外学習的な感じで外来生物に対するモニタリングをやってもらったりとか、いわゆる草の根ネットワークみたいなものと行政がつながって、外来生物の発見につなげていこうとする動きもございまして、我々としてもぜひそういうような形のことを今後も進めていきたいと考えております。

【風呂田座長】 例えば、ディケログマルスではないかという問い合わせが来たときにはどう対応するのでしょうか。

【環境省 知識】 野外で見つかる外来生物についてはたびたび環境省にも御相談があって、それぞれ写真を送っていただいたりとか、実際に個体を送っていただいたりした上で、知見を持つ方に見ていただいて、同定をしているという状況です。

【風呂田座長】 今のところは、それを専門家に見ていただくことしか体制的には難しいと思います。そういうファジーな情報でもいいから下さいと呼びかけるということですね。ありがとうございます。

では、対策として、具体的に何かこういうものが情報として来たときの対応について、何かコメントがありましたらお願いします。

【中井委員】 最初に申し上げたように、今回、ミステリークレイフィッシュを指定の方向に持っていったいただいたのは大変ありがたいのですが、資料1に書いてあるように、あくまでもこれは外来種リストをつくって、そこに載っているものを分類群ごとに順番に指定していく作業の一環として指定しましたという位置づけが書いてあります。ですが、先ほど言いましたように、本来、ザリガニ類は、外来生物法ができたときに、日本では外国の新しいザリガニはだめですよという姿勢を持っていたはずですが、ところが、今こういう状態になっていて、次、どうするのかというところを気にしています。こうして指定候補が具体的に煮詰まってきて会合を開いて指定しても、それが終わるとしばらく何もなくなってしまう。今

回もそうなりはしないかとすごく心配しています。

少なくとも今、未判定外来生物が機能していない状態になっていて、未判定がこんなに流通しているのは、環境省としても想定外のはずです。それに対してどういう対応をとるのかということはかなり早いうちにきっちり考えてもらわないと、ミステリークレイフィッシュがほかのザリガニの流通に移るだけになってしまいます。日本の固有種のニホンザリガニにとって、全ての外来ザリガニ類がリスクだということであれば、外来生物法が制定された当時の状況に戻るのが当面の作業目標になると思います。その辺についてもぜひお考えいただきたい。

【環境省 知識】 未判定外来生物について御指摘いただきました。参考資料2の特定外来生物被害防止基本方針の17ページですけれども、未判定外来生物の選定に関する考え方の資料がございます。17ページ、「(2)選定の前提」というところで、未判定外来生物については、「原則として、我が国の野外で定着している、又は現在我が国に輸入されている外来生物は未判定外来生物の選定の対象としない」とあります。御指摘のとおり、今、国内で未判定外来生物がそれなりの数の種が流通している状況が今回明らかになっていて、課題だと思っております。これは、ザリガニ科以外でも、ほかの分類群でも幾つかばらばらと見つかった中で、統一的に見なければいけないと今の時点では考えております。

また、今後の話としては、外来生物法が施行されたのが平成17年で、その後1回改正を経ているところですが、その改正が平成26年です。5年間ぐらいたつということで、外来生物法の点検の時期に入っているところがございます。こういった未判定外来生物が国内にまだまだいるということも含めて、そういった課題の1つとして認識しつつ、点検などをしていきたいと考えているところでございます。

【中井委員】 本来、未判定外来生物は輸入の際に審査をするということですが、その審査を経ずに今、日本で流通している状態ですね。それについて審査はしないのですか。リスクについて審査ぐらいはしてもいいんじゃないですかということです。

【環境省 北橋】 この会合は決して1回でというか、この先、何年後に開くという形で決めているものではございませんので、御指摘のとおり、今回、我々から議題として上げさせていただいたものはこの3種でございますけれども、委員の先生方

から御指摘があった分につきましては、引き続き俎上に上げて検討していきたいと思っております。

【西川委員】 関連して、未判定外来生物がこれだけ出回っているのは非常に問題だと思っております。ミステリークレイフィッシュ、スロウクレイフィッシュが指定された後、次に流通量が多いフロリダブルーとか、ラマシークレイフィッシュの流通量が増えるのは目に見えているわけです。これが恐らく輸入されてくるのだと思うのですが、どのようにして輸入されているのか、種名を偽って輸入しているのか、それとも何かに紛れて輸入してしまっているのか。その辺を明らかにしていただくことと、今流通している未判定外来生物についてはどのように輸入されてきたか、やはりチェックは必要ではないかと私も思いました。どうぞよろしくお願いいたします。

【環境省 知識】 現時点で出回っている未判定外来生物についてですけれども、輸入に当たっては、税関で手続を経ないと輸入ができないことになっているので、もし未判定外来生物が輸入時点で見つかった場合には、そこでストップされる制度になっています。なので、初めのザリガニなどを指定したときの資料も今回改めて確認したんですけれども、当時、どうも国内のザリガニの流通状況を調べ切れていなかった可能性があり、最近、インターネットの活用でいろいろな情報が出回るようになって、そこで今回、そういった事態が明らかになってきているのではないかなと考えているところです。なので、今のところ、国内に流通しているものについては、恐らくではありますが、未判定外来生物に指定される前から国内で繁殖させているものが出回っているのではないかなとは考えています。

【風呂田座長】 ということは、今回指定されたもの以外については、今後も流通をとめることは、今のところできないということでしょうか。

【環境省 北橋】 今回の指定の段階で言えばそうですけれども、それでいいと思っているわけではございませんので、先ほど御指摘いただいたようなことも踏まえて対応を考えていきたいと思っております。

【風呂田座長】 例えば、ザリガニですと科レベルぐらいの指定も考えないと、対応としてはうまくいかないのではないかなという指摘だと思いますので、よろしくお願いいたします。

【環境省 知識】 ほかの分類群を含めて、未判定外来生物が国内にどれぐらい流通して

いるのかというところの状況を見ながら、引き続き御意見をいただいた種についても検討してまいります。

【環境省 北橋】 それに加えて、先生方からおっしゃられたのは、影響が分からないから未判定になっているという整理だが、影響があることが明らかなものがあるのであれば、すぐに指定すべきじゃないかというお話だと思います。少し検討させてください。

【風呂田座長】 よろしく願いいたします。

これはその他にも関係しますけれども、こういった外来種に対応する形でいろいろ特定外来生物の指定などをやっていますが、実効性が社会としてあまり見えてこないように思います。例えば具体的に駆除の実例だとか、あるいはそういう取り組みのようなもので、今回また指定されたものがもし発見された場合には、その対応として参考になるようなものがありましたら御紹介いただきたいと思います。

【環境省 北橋】 今、我々のほうで取り組んでおります一番大きな事例といたしましては、奄美、やんばるのマングースの件になろうかと思います。特に奄美大島は、一時1万頭を超えるマングースがいて、アマミノクロウサギなども減っていた状況でございますけれども、長年取り組んできました結果を受けて、ほぼ根絶間近まで来たということで、実際にアマミノクロウサギですとかトゲネズミですとか、奄美の固有種が大分増えてきているという調査結果も出ております。ここで手を緩めずに最後まで根絶につなげていきたいと思っております。

あと、そのほかで初期段階で駆除している例といいますと、草の関係ですけれども、スパルティナというイネ科の植物になるんですが、ある一種のスパルティナ属のものが愛知と熊本の2カ所に侵入しまして、愛知については既に根絶済み、熊本につきましても、4河川に侵入したものが3河川でほぼ根絶できて、残り1河川を今頑張って取り組んでいるところでございます。ちなみに愛知のほうは、残念ながら別の種類のスパルティナが侵入してきたんですが、こちらは前のスパルティナ属のものよりもさらに初期で見つけていて、早期に対処したいということで、今、関係の地方自治体を含めて取り組んでいるところでございます。

外来生物に対する全般的な認知度はかなり高まってきていると思います。全てを環境省予算で対応できるわけではないんですけれども、関係の皆さんの御協力

もいただきながら、引き続き頑張っていきたいと思っております。

【風呂田座長】 ありがとうございます。外来生物に対する認知度が高まっているというのは、現場の実感としてはちょっとどうかな、と思います。ましてやこういうマイナーな種についてはほとんど認識がない。特定外来生物といっても、それをどうしたらいいのかということについての理解は多分進んでいないのではないのでしょうか。その辺の根本的な理解をどうやって社会的に周知させるかということは、もう少し具体的な方法を寄せていただきたいなと思います。現場サイドに私もいるのですが、それほど認知が広がっているような、あるいはそういう活動を見たことはほとんどないものですから、まだまだ対応が不十分かなという印象を持っています。

【逸見委員】 スパルティナは、現場で実際に関わっている人間なので、具体的にそんなにうまくいっていないよという話をさせてもらうのですが、有明海、八代海の今5河川で見つかっています。最初に見つかったのが大野川という八代海の湾奥部にあるものですが、そこは全く駆除がされていなくて、今本当にすごいコロニーになって、全く手つかずです。

有明海のほうは、白川では船で掘削して完全に駆除したのですが、坪井川のほうは、干満の差が大きいものですから、満ちたときしか船が入れない、あるいは満ちても入れないところが多くて、まだ大分残っています。八代海のほうはむしろ今ふえている状況で、大野川は環境省から予算がついたのですが、どうやって駆除していいか分からない。白川は船で入って掘削して捨てたんですが、大野川、八代海のほうは、それを捨てる場所がない。スパルティナは幼体とか茎でふえるものですから、遠いところに持って行って捨てるわけにはいかないということで、今シートをかぶせる形でどうにかできないかなというのはやっていますが、全然うまくいかないのが現状です。実際、本当に外来種は入った当初に一気にやらないと、もう拡がったらどうしようもないなと実感しています。

【風呂田座長】 ありがとうございます。基本的に初期対策が一番大事なので、初期情報をどうやって集めていくかですね。どれだけ素早く動けるか。そこら辺で手遅れになった場合には、あとはもうどうしようもないということが今までの事例だと思いますので、そういう対策について、次の会合のときには何かお考えいただければと思います。よろしく願いいたします。

【中井委員】 今回、検討対象がザリガニでしたが、外来種対策の普及啓発というところでいくと、一番の懸念がアメリカザリガニだと思います。ずっと前から言われていることですが、学校教材で使われていることについては何か改善の余地はないのですか。環境省から文科省に対して。

身近な観察のしやすい生き物としては確かにそのとおりなので、全国津々浦々で教材として、いないところだと購入して拡がって行って、それが教育という名のもとにどんどん拡がっている状況が続いているわけです。そもそもアメリカザリガニとアカミミガメは、ずっと特定外来生物に指定したくてもできない二大巨頭だったはずです。最初からやばいと分かっていたけれども、これだけ身近だし、これだけ飼育者が多いし、子供が犯罪者になってもいけないということで、特定外来生物の枠とは別に要注意外来生物などができたわけです。

そういう中で、一方でその状況を悪化させるといいますか、さらに先に進めてしまいかねない原因の大きな部分として、教材になってしまっている状況は、何とかしなければいけないとずっと当初から言われていたと思います。こういう会合がないので、そのままになっているのかもしれませんが、何らかのアクションを今後考えなければいけないとお考えかどうかということです。

【環境省 北橋】 外来種リストのパンフの裏にも書いてございますが、そもそも特定外来生物に限らず、外来生物については、入れない、捨てない、拡げないの3原則ということで、いろいろな形で周知を図っております。学校方面につきましても、昨年、ヒアリに注意しましょうという話とあわせて、カブトムシ、クワガタですとか、アカミミガメとかザリガニとか、そういった生き物を放さないでくださいということは、分かりやすく子供向けに書いたチラシをつくりまして、全国の小学校とか幼稚園等に、文科省の協力を得て配布をさせていただいているところです。大きな問題ですので、しっかりと普及啓発に努めていきたいなと思います。

【中井委員】 ありがとうございます。

【西川委員】 アメリカザリガニに関しては、今までの会合でもちょっと議題に出たんですけども、タイゴーストという名前で品種改良されたものがタイから輸入されてきています。これについても今後、病気ですとか寄生生物のような新たなリスクが想定されます。現地で飼われていたものが、現地の病気や寄生生物と一緒に

こちらに輸入されてしまう可能性があるのも、そういったところも含めて検討が必要なのではないかなと思います。

アメリカザリガニそのものを現行の外來生物法で指定してしまうと、皆さん懸念されているように、非常に混乱が起きることは承知しているところですが、法改正があったときに、例えば、新たに輸入をしないとか離島への運搬は認めないとか、状況に応じて少し柔軟な方策を考える必要があるのではないかなと考えています。

【環境省 知識】 今御指摘のあったタイゴーストについて、昨年度、確かにかなり新聞等でも出てきたのを見ました。今回、流通実態を調べるに当たって、関係業者にも話を聞いていて、タイゴーストについては、当初はかなり盛り上がったけれども、その後相当価格が低下して、現時点では人気はなくなってしまっているというのを聞いております。

ただ、アメリカザリガニについては、御指摘のとおり、特定外來生物にも指定されていないので輸入ができる状況にあるということで課題はまだ残ってはいません。御指摘いただいたように、輸入だけの規制とか国内での流通の規制とか、そういったいろいろな考え方があるんだろうなとは考えているんですけども、そこは法律的な検討というところの議論になっていくと考えています。

今、環境省ではアカミミガメプロジェクトをやっているんですけども、先ほど中井先生から二大巨頭との御指摘もありましたが、アカミミガメについて、飼っている方もかなり多く、野外にもたくさんいるので、それを何とかしていこうということで、野外で防除する際の手引の作成の検討ですとか、いろいろなプロジェクトを進めているところでありその中には規制も、何か方策を打てないかというプロジェクトもあるところです。現行法で特定外來生物に指定してしまうというのは難しいなとは考えているんですけども、そこで得られた議論とか、先ほど申し上げたような来年度の外來生物の選定の話の中で、アメリカザリガニについても何かうまい手がないかどうかというのは考えていきたいと考えております。

【風呂田座長】 ありがとうございます。

ここでいろいろと課題を出しても、どうやったらその議論が進められるかということが一番大きな問題だと思います。そのときに、先ほど環境省は大分認知が

広がったと言いますけれども、社会的にまだ外来種の問題に対してどう取り組もうかというコンセンサスが得られていないようなところが多いのではないのでしょうか。例えばバスを釣っている方などは、積極的にまだキャッチ・アンド・リリースをしていますし、いろいろ場所を見ていても、現地でそういう外来種問題が起こっていること自体のアナウンスメントがほとんど出ていない。

だから、もう少し臨機応変に各現場に応じた、ここではこういう問題が起こっていて、これをさらにほかに拡げないためにどうしてほしいんだという具体的な接触型の情報提供はぜひ必要ではないかと思います。早い情報収集をして、その現場に応じた対策を打てる体制を、ぜひお考えいただきたいと思います。

もっと大きな問題としては、これから担っていく人材がいるんだろうかという心配があります。というのは、生物分類の方も、全体の数としては専門家がどんどん減っていると思いますし、現地でこういう活動をする自然観察者のマニアも、減少傾向と感じています。そうなってきますと、実際に情報収集とその整理にどうやって当たるのかという基本的な体制の確立がないと、この外来生物法をうまく生かすことができなくなってくるのではないかと思います。その辺の議論を本会議のときには、意見を求めていきたいと思います。

これでこの委員会としての指摘は終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、事務局にお返しますので、よろしく願いいたします。

【環境省 知識】 御議論いただき、どうもありがとうございました。今後のスケジュールについて改めて御説明させていただきたいと思います。資料1に戻ってしまいますけれども、今回御意見いただいた3種類について、来年度上半期に開催予定の専門家会合などでまた議論させていただく予定になっております。その後、必要な法令改正に係る手続などを行っていくというところでございます。

では、風呂田座長、本当にありがとうございました。以上をもちまして第5回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）は閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。

以上